第１部　講演

マスコミが無視する関生支部弾圧問題/まれにみる常軌を逸した弾圧

関生支部弾圧問題は、ことの重要さにかかわらずマスコミではほとんど報道されることはない。関生支部とは、生コン工場で働く労働者、生コン輸送の従事する労働者を企業の枠を超え組織している産業別業種別労働組合である。全日本建設一般連帯労組に所属する関西生コン支部はそれ自体ひとつの単組として行動している。関生支部の極めてまっとうなで正当な労働組合運動が昨年来　弾圧の標的にされ、警察は 84 名を逮捕、検察は 40 名以上を起訴、10 名以上が長期拘留されている。これは日本の戦後史、世界の労働運動史の中でもまれにみる常軌を逸した反動的弾圧といえる。

なぜ常軌を逸した弾圧といえるのか

それは　世界の労働者の長年の闘争の成果、到達点である労働組合運動承認の「黄金律」といえる原理を蹂躙するものである。労働組合運動承認の実質的内容である「黄金律」とはなにか？それは正当な労働組合運動にたいして二つの免責を与えていることである。ひとつは①民法上の免責（「企業取引」の制限とうことだけでは損害賠償は請求できない）経営者は正当なストライキを営業妨害として損害賠償することはできないといこと、もう一つは②刑事上の免責（一人による行動が合法であれば組合が集団で行っても合法）だ。

イギリスの権力は 1870 年代「刑法修正法」でストライキを無効にするスト破りに対するピケットが　妨害、脅迫、監視、追跡、包囲として違法化し弾圧した。そのことを跳ね返すことが刑法上の免責の獲得であった。
先進国ではこの原則が法律的に保障され　日本でも憲法 28 条における労働 3 権の保障の上で①は労働組合法　第 8 条　②は 1 条 2 項において規定されている。ピケットラインが非合法であればストライキは成り立たない。日本においてはピケットラインの正当性があいまいになっている。（平和的説得なら合法が判例）　関生弾圧は、明らかに刑事免責を蹂躙する常軌を逸したものだ。

今なぜ戦後史の画期をなす弾圧が可能なのか

背景にあるいのは近年の日本の労働組合運動の衰退だ。それがなければこのようなことはできない。組織率は低下しているが欧米に劣ってはいない。だか、労働組合運動の力がない。組織労働者の中核部隊である大企業の主流派労働組合が徹底的にスト離れをしている現状。ピケ

ットラインなど問題外。春闘　グランドにあつまって気勢をあげるだけでストライキはだれもいわない。ストライキは今や博物館へいってしまった。中小企業の一部反動的経営者へのストライキを除いて。日本の労働者がいかにストライキを忘れているかを示す端的な指標としてストライキ損失日数があり、2015 年　日本は 15000 日（1 年間 1000 人の労働者が 15 件　1 日ストをする水準）日本より組織率の低いアメリカでは日本の 49 倍、労働者数の少ないイギリスでも 11 倍、労使関係安定とされるドイツでも日本の 73 倍ある。日本の労働組合のストライキは、ほぼ皆無とってよい。

「いまどきストライキかよ」という右翼ゴロツキの発言は、いまや一般市民や一般の組織労働者にも広く浸透しているのではなか。そこが一番危機的といえるところだ。そういう「空気」の中で権力は、関生のようなストライキをやってる「一部の過激な」労働組合運動を弾圧したところで大衆的な労働運動の抵抗や反撃はないだろうと読んでいる。それを見越して弾圧している。

なぜ関生労組がターゲットにされているのか

ここが今回の話の枢要なポイントでとくに強調したいことだ。それば関生労組がすでに日本の労働組合で例外となったまっとうな労働組合であるということだ。まっとうで正当な労働組合であるがゆえに弾圧されている。それは光栄なことだ。

なにがまっとうなのか　まっとうさはどこにあるのか。3 点ある

第一に組織の形態　　本勤（正社員）だけでなく日雇常用労働者、労働組合と生コン製造、輸送業者との労働者供給契約による就労（センター就労）など非正規労働者も包括し企業の枠を超えて、産業別、職業別労働組合として組織していることである。普通の日本の労働組合は企業の枠内で、もっぱら正社員を組織している。

第二に　（ここが大切）　独自の産業政策を推進していることである。労働条件の改善と生コン品質維持のために　雇用主である生コン製造＆輸送の中小企業の経営安定が不可欠であるとし　川上のセメント会社の値上げ圧力と川下のゼネコンの値下げ圧力なかで中小企業を協同組合に組織し共同購入、共同販売でこれに対抗し、経営安定をはかりつつ協同組合とに集団交渉で労働条件を改善していくとうもの。そのために生コンの品質や単価や輸送費の単価も労働組合運動の要求として掲げている。産業別、職業別労働組合関生の闘いよって関西の生コン単価は他の地区にくらべ高いし水準となり、労働条件の改善に反映されてきた。

第三に行動だ。ストライキをやる労働組合であること。　労働条件だけなく　輸送費の値上げも要求するストライキ。協同組合外の業者へのスト破りに対する行動、価格、品質、安全への監視行動を行ってる。

資本と警察権力の弾圧の具体像

大阪広域協の変質　ボスの支配　関生を　背景にゼネコンの意図それへの忖度があったのではないか。関生と手きらなければ仕事をまわさない。協同組合の理念の蹂躙、あからさまな不当労働行為である。右翼、排外主義者の暴言と恫喝が先行した。大阪府警、滋賀県警　が現場での説得やピケを脅迫、恐喝、威力業務妨害として不当逮捕、起訴。良心的経営者も逮捕―協定価格での購入要請が犯罪に。家宅捜査による電話やメール履歴、資料の押収。共謀罪先取的捜査。関生と手を切ること＝転向の強要、長期拘留、家族にも圧力（治安維持法下で特高警察と同じ）。不当労働行為を警察がやっている異常。刑法上の免責の明らかな蹂躙。戦前と違うのは拷問がないだけだ。

裁判により正当な労働組合活動でないとされ刑事上の免責が否定されれば、心配なのは民事上の免責もなくなり、損害賠償を求められるかもしれない。

滋賀県警　「おれは本庁の指示で動いている」　背後に警察庁、内閣―権力中枢の意図がはたらいている。2019 年日本の権力と資本が許すのは、大企業の財務にはいささかの打撃にもならない、つまり一切商売の邪魔にならない、およそストライキやピケなど考えない形式的な労働組合だけである。権力とっては　、反体制的であっても存在が小さく影響力のないもの、勢力が大きくとも体制に脅威とならないものの両者は許される。ある程度勢力が大きく影響力のあり、反体制的なものは許さない。それが関生支部であった。労働組合運動の研究者の立場からそのように考える。

民主主義について考える。関生弾圧は憲法違反。関生労組擁護は必須の護憲運動

労働者にとって真正の民主主義となにか民主主義の神髄はＢｙ　the　Peaple。それなしには民主主義は考えられない。生活に深刻な影響を及ぼす事柄への当事者の決定権、少なくとも決定参加権こそが民主主義の内容だと考える。財産も権力もない一介の労働者にとって生活に深刻な影響を及ぼす事柄＝労働条件への決定参加は、労働三権が保障された労働組合運動を通じて実現できる。そのことを産業民主主義といい憲法 28 条に労働三権の保障として明記されている。産業民主主義すなわち憲法 28 条が空洞化するならば、労働者にとって民主主義は虚妄である。政治的民主主義（産業民主主義（参政権、選挙権）で労働条件を維持向上させることには決定的に限界がある。議会で労働者の賃金や労働時間、職場に安全を決めることはできない。できるとすればそれば全体主義国家だ。まっとうな労働組合を一掃するがごとき弾圧は最も悪質な民主主義の破壊である。護憲を語るなら関生の問題を避けることはできない。どんなに知られていなくてももっとも必要な運動。

護憲派に対する不満／産業民主主義の鈍感さ

なぜ関生問題がなかなか広がらないのは、護憲派は産業民主主義の危機に対してあまりも鈍感であるからだ。労働組合のナショナルセンターやリベラルな市民運動、共産党、立憲民主党も沈黙している。そしてマスコミの恐るべき無関心あるいは無視。ストライキやピケは時代遅れだとう一般的空気。大手はストライキは、できなくなっている。議会主義は尊重する市民の「良識」からすれば　関生の運動は弾圧されて当然の過激な運動の見え異端視されている。

近現代日本の産業民主主義の根の浅さがある。戦後民主主義　階層的ライフスタイルの理念的否定が民主主義の内容であって　個人の自由や表現の自由や同調圧力に屈しない抵抗、労働運動の考え方は戦後民主主義の中では軽視されてきたのではないか
産業民主主義に対する鈍感さは多数者の少数者の暴力になりうる。特定の労働現場に働いている一部の労働者だけが痛感する切実なニーズに対する一般国民の抑圧に通じる。
イギリスに滞在時　消防夫のストライキに対する　女性市民は、不満を口にする一方で、それならば消防夫にストライキ権を与えることに反対かとの質問にたいして、わたしはそうは思わないと答えた。なぜなら　危険な火の中に入って命を懸けた仕事に従事する労働者の賃金がいくらで　あるべきか　ということについては、実際に火の中に入る人が発言して当然であり、そのためにはストライキ権をあたえることは当然と答えた。私は感動した。産業民主主義とはそういう意味だ。
深刻な労働問題の解決策は、労働組合運動勝ち取るべきものではなく、常に法律、行政措置あるは心理的コンサルティングにゆだねられている現状がある。教員や医者、バス運転手など労働問題の深刻さは指摘されるが労働運動の衰退とその再生については語られない。労働組合に期待されていない風潮は克服されなければならない。
関生弾圧問題は護憲運動の喫緊に課題。ファシズム到来の可能性。ファシズムは、表現の自由とともに労働組合運動の弾圧から始まる。組織労働者の組織的抵抗がなくなったとき民主主義は崩れ去る。関生の運動はわたしたちの問題だ。この問題を政治問題にする必要。大阪広域協、滋賀県警本部長を国会承認喚問そして今なお拘留されている関生支部武委員長に「われわれは何を求めてきたのか」を語らせよう。
私は、今日 81 歳の誕生日です。年をとればとるほど過激になる。安んじて死んでいくことはできないと講演を締めくくった。